

令和7年度山田町心の復興活動補助事業実施要領

1 目的

町内の被災者の住宅再建はほぼ完了しているが、災害公営住宅等でのコミュニティ形成が十分にはなされていない状況がある中で、生活環境の変化に伴う戸惑いやストレス感、他者との交流の機会も乏しく孤立しがちな被災者も少なくない。このことから被災者の心身のケアや孤立防止が重要となっていることに対応し、被災者自身が参画し活動の創出を通じて、被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援する取組みやコミュニティと一体となった被災者の心身のケア等の取組みを図るために実施する。

また、引き続き復興に向けた取組みが進められる中で被災者の積極的な参画のもと、震災の風化防止や地域の活性化などを促進し、地域コミュニティの構築を図るために実施する。

2 実施方法

事業は、公募により実施する。

3 事業の内容（具体例）

被災者が主体的に参画・活動する機会の創出を通じて他者とのつながりや生きがいを持って前向きに生活することを支援するほか、コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等を促進する取組みとする。

〔活動例〕

- ・再建先の近隣の休耕地で農作業を行い、収穫物で地域住民との交流会を実施。
- ・震災前に漁業に従事していた被災者の経験を生かし、子どもや観光客の船上漁業体験の機会を提供。
- ・伝統芸能の継承のための活動を実施。
- ・まちづくりのイメージを作成するワークショップを実施。
- ・中高年男性による料理教室を開催し、複数の災害公営住宅でグルメ大会を実施。
- ・工作教室等を実施し、ものづくりの楽しさを体感するとともに、世代を超えた交流の機会を創出。
- ・震災の記憶を風化させないため被災地内外から幅広い世代の参画を得て、被災地の現状を得るための交流の機会を創出。
- ・被災地の若者が中核となって、地域の将来を見据えた地域活性化イベントを企画・実施。

4 対象者

東日本大震災により被災された方々（災害公営住宅に居住する被災者または住宅再建した被災者）や関係する地域住民及び支援者等とする。

5 採択要件

予算の範囲内で、審査結果の上位となった事業から順に採択する
下記項目を採択要件とする。

- (1) 被災者自身が主体的・継続的に参画し、活動する機会の創出を図る取組
被災者自身が取組の企画・運営に携わるなど、継続的かつ主体的に取り組むことにより、事業終了後も被災者による主体的な活動へ繋げていくことを促すものであること。
- (2) 被災者の生きがいに効果が期待される取組
取組内容及び参加人数（災害公営住宅、避難元住民、避難先住民、地域住民、その他）、特に孤立されている方の参加人数等から、心の復興（人のつながり・生きがいがいく）の効果が期待できるものであること。
- (3) 費用対効果の観点から妥当な取組
 - ア 上記(2)の取組内容及び参加人数等を勘案した心の復興の効果
 - イ 活動頻度（参加実人数と参加延べ人数とから推計）
 - ウ 風化防止・地域活性化の波及効果（風化防止の波及効果人数と波及内容、地域活性化の社会的効果又は地域経済効果）から総合的に考慮した費用対効果の観点から妥当な取組みであること。
- (4) 自治体・地域と連携して実施される取組
 - ア 地域との連携が取れているものであること。
 - イ 地域において効果的な取組みであると見込まれるものとして自治体の確認がとれるものには配慮する。
- (5) 事業終了後も普及、展開の可能性が見込める取組みであること。
- (6) 提案事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有している団体が行う取組みであること。
- (7) 経費の積算が適正であり、事業の適切な執行が期待でき取組みであること。
- (8) 対象外の取組ではないこと。
 - ア 一般的な行政ニーズに対応するもの。
 - ・子育て、青少年健全育成、介護、障害者支援など
 - イ 他の施策で対応するもの
 - ・被災者支援総合交付金の別メニューや他の補助金の対象として実施することが適切なもの
 - ・基幹事業の効果促進事業として実施することが適切なもの
 - ウ 見守りなど相談にとどまるもの
 - ・見守り・傾聴など個々の被災者の相談等の活動にとどまるもの
 - エ 事業内容が心の復興事業の目的に適さないもの
 - ・主体的な参画を促すものではなく、サービスの提供に留まるもの
 - ・一過性の取組のみを実施するもの
 - ・施設・場所の提供のみを実施するもの
 - ・印刷物の製作・配布等が主な取組のもの
 - ・被災者が参画する機会の創出に欠けるもの

6 事業期間

交付決定のあった日から令和8年2月末まで

7 補助金額・補助率

補助率は、10分の10とし、予算の範囲内を上限とする。

8 補助対象経費

次表のとおりとする。

補助対象経費	内 容	補助限度額
報酬	役員報酬等	1日あたり7,616円
賃金	スタッフ、アルバイト賃金等	1時間あたり952円
共済費	スタッフ社会保険料、労働保険料等	町長が必要と認める額
報償費	講師等への謝金	別表のとおり
旅費	旅行や移動に要する経費	町長が必要と認める額
需用費	事業実施に係る需用費	
食糧費以外	事業に係る消耗品、ガソリン等の燃料代、チラシやポスターの印刷代、事業材料費等	町長が必要と認める額
食糧費	交流サロンでの茶菓代や料理教室の食材費等の飲食費	1回の活動において1人あたり500円
役務費	郵便やインターネット利用料等の通信運搬費、広告料、イベント保険料及び振込手数料等	町長が必要と認める額
委託料	外部への業務の一部委託に要する費用等	町長が必要と認める額。ただし、補助対象経費のうち2割を上限
使用料	集会施設や会議室の使用料等	町長が必要と認める額
賃借料	建物や駐車場等の賃借料	町長が必要と認める額
備品購入費	事業に係る備品（ただし、汎用性が高く、他事業への転用が容易に可能なものの購入は原則不可とする。）	町長が必要と認める額

別表

講師等役職名	民間会社団体等、その他	講師報償費(円)	
		町外	町内
1 本省の局長、外局の長 2 管区機関の長 3 大学教授 4 市町村長 5 1～4の相当職	1 全国的な団体の役員 2 大規模な会社の役員 3 医師等 4 著述、評論を業とする者、弁護士、会計士等であって学識及び専門的経験が左欄に掲げる者と同等と認められる者	10,000	5,000
1 本省の部長、課長及び外局の部長 2 県の部長 3 大学助教授 4 市の三役 5 1～4の相当職	1 全国的な団体の部長 2 大規模な会社の部長 3 中規模な会社の役員 4 上記4と同じ	8,000	4,000
1 本省の課長補佐 2 管区機関の課長 3 県の課長 4 県単位機関の課長 5 県の大規模な出先機関の長 6 大学講師 7 1～6の相当職	1 全国的な団体の課長 2 大規模な会社の課長 3 中規模な会社の部長 4 学識、経験又は社会的な地域が左欄に掲げる者と同等と認められる者	6,000	3,000
1 本省の係長 2 管区機関の課長補佐 3 地方出先機関の長 4 県の課長補佐 5 県出先機関の長 6 大学助教、助手 7 市町村の部課長 8 小、中、高の学校長 9 1～8の相当職	1 大規模な団体の課長補佐 2 大規模な会社の課長補佐又は係長 3 中規模な会社の課長 4 小規模な会社の役員 5 上記4と同じ	4,000	2,500
その他	その他	3,000	1,500
※1 大規模な会社とは概ね第一部銘柄の会社を、小規模な会社とは個人事業に類するものをいう。 ※2 この表は、1時間当たりの額を定めるものであり、1時間未満の端数が30分以上のときは1時間当たりの額とし、30分未満のときは1時間当たりの額の2分の1に相当する額とする。 ※3 特殊な知識、経験を有する者に講師を依頼する場合や、特別な事情によりこの基準により難しいものについては、当該講師の経歴、他団体における支給実績を十分精査した上で、適宜調整した額を支給することができる。			

9 応募方法

下記①～⑤までの書類を全部揃えて町長へ提出するものとする。

提出先へは、必要書類を直接又は郵送のうえ提出するものとする。なお、データも併せて提出するものとする。件名に、「令和7年度山田町心の復興活動事業（団体名）」と入力して送信すること。

- (1) 山田町心の復興活動事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 山田町心の復興活動事業補助金所要額一覧表（様式第2号）
- (3) 山田町心の復興活動事業計画（様式第3号）
- (4) 山田町心の復興活動事業団体等活動調書（様式第4号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

※ 募集内容等の詳細は、町広報誌(8/15日号)やホームページにて公開します。

10 応募期間

令和7年8月1日（金）～令和7年8月29日（木）17時15分必着

※書類に不足や不備があるものは受付できませんので、ご注意ください。

11 提出先

〒028-1392 山田町八幡町3番20号

山田町役場庁舎3階 政策企画課 まちづくりチーム

メールアドレス seisaku@town.iwate-yamada.lg.jp

12 事業の選定

(1) 審査・選定方法

山田町心の復興事業審査委員会において、提出された書類を基に審査を行い、事業採択の可否を決定する。

(2) 審査基準

審査基準については、下表のとおり。

区分	評価項目	点数
事業内容及び効果	企画の段階から被災者及び地域住民が主体的に参画し、活動する機会を創出する事業であるか。	15
	被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援する事業であるか。	15
	コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等を支援する事業であるか。	10
	多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる事業であるか。	10
	事業終了後の被災者による自立的な事業展開を見据えている事業であるか。	10
費用対効果	費用対効果の観点から妥当な事業であるか。	15
連携	町内全域を対象として実施される事業であるか。	10
体制	事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有している団体が行う取組であるか。	5

運営	事業の取組スケジュールは無理のない内容となっているか。	5
経費	経費の積算が適正であるか。	5
	合 計	100

(3) 採択内示・交付決定

採択された事業について、交付決定までの手続きの流れは、おおむね以下のとおり。

ア 審査から1週間を目途に交付決定について、町から通知する。

13 その他の留意事項

- (1) 実績報告書類として、事業の実施を証する契約書類や支出を証する領収証のコピーを必要とするため、日頃から関係書類を適正に管理してください。(関係書類は、事業終了後5年間の保管義務が生じます。)
- (2) 本事業は、国の交付金を受けて実施するため、会計検査院法第23条第1項第3号に基づく会計検査の対象となります。会計検査の結果、支出内容が不適正と判断された場合、返還の対象となることがあるため留意すること。
- (3) 国・県等が実施する他補助金等と重複する経費は、対象外経費となります。
- (4) 応募時に提出した事業計画と実際に実施した事業内容や支出経費が異なる場合は補助対象外となることがあります。なお、変更が生じた場合、変更申請書類の提出が必要となるため、事前に担当者に連絡してください。